

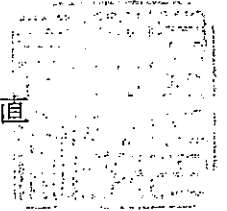
高知県指令 30 高福政第 199 号

公益財団法人高知県遺族会 様

平成 30 年 4 月 6 日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 11 条第 1 項の規定により、別紙のとおり公益財団法人に係る公益目的事業の変更について認定します。

平成 30 年 6 月 5 日

高知県知事 尾崎 正直



別紙

- 1 法人コード：A009681
- 2 法人の名称：公益財団法人高知県遺族会
- 3 代表者の氏名：大石 綏子
- 4 主たる事務所の所在場所：高知県高知市吸江 213 番地
- 5 公益目的事業
 - 公1 英霊顕彰事業
 - 公2 広報啓発事業
 - 公3 遺族福祉向上事業
- 6 収益事業等
該当なし
- 7 その他変更に係る事項：該当なし

※ 変更に係る事項

公2事業の会報発行費について発行回数を減らす。

公3事業に青年部事業費を追加し、女性部事業費及び壮年部事業費にも青年部に関わる内容を追加する。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率
公 3	遺族福祉向上事業	35.5%

[1]変更の内容及び理由

現在の遺族会員の高齢化に伴い、平和を希求する遺族会活動の継続が喫緊の課題となっている。このため、遺族会活動の後継者としての戦没者の孫・ひ孫等が中心となった青年部として、広く県民に対し、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り継ぐための活動を行う。

[2]事業の概要について(注1)

(1)趣旨
戦没者遺族に対する公務扶助料・遺族年金等は、国家補償の理念に基づき、社会情勢の変化や物価の変動等に応じた改定、また、戦没者遺族の今日までの苦難に満ちた歩みに配慮し、高齢化著しい状況を勘案した改善がなされるべきである。そのために、国や地方公共団体に働きかける運動を行うとともに、遺族会員等に対して、英霊顕彰や遺族福祉の現状等についての研修会を開催するなど資質の向上を図る。

(2)事業

A. 遺族運動推進費
英霊顕彰運動の国民的推進や戦没者遺族の福祉の向上を目的として、日本遺族会が主催する全国戦没者遺族大会、遺族代表者会議に参加する。また、中国・四国遺族会ブロック会議に参加し、遺族運動の現状や課題等について情報交換や意見交換を行う。

B. 老人福祉費
高齢となられた戦没者の妻を表彰し、これまでのご苦労に感謝するとともに、末永く戦争の悲惨さと平和の大切さを語り続けていただく。

C. 女性部事業費
戦没者の妻や女性遺児、遺児の配偶者などを対象とした研修会の開催や日本遺族会主催の研修会等へ参加し、資質の向上に努めるとともに、必要に応じ関係機関への要望活動を行う。さらに、遺族会の抱える課題に対応し後継者の育成に努める。

D. 壮年部事業費
戦没者の妻から引き継いだ英霊顕彰をはじめとする遺族運動を、遺児による主体的な取り組みや後の世代に引き継いでいくため、様々な研修会を開催し資質の向上を図る。

E. 青年部事業費
遺族・遺児の高齢化に伴い、戦争の記憶や平和の大切さを語り継ぐことが全国的にも喫緊の課題となっている。戦没者の孫・ひ孫や甥・姪などを中心とした次の世代が、これまでの遺族運動を引き継ぎ、恒久平和を希求する取組みを進めるため、様々な研修会に参加する等、資質の向上を図る。

F. 遺族大会費
県民挙げての英霊顕彰の推進、戦没者遺族の福祉向上を図るため、遺族運動の現状や課題等について考える高知県戦没者遺族大会を毎年開催する。

G. 地域遺族会活動奨励費
県下8地域に助成金を交付し、英霊顕彰活動や遺族福祉向上活動の一助とする。

(3) 財源は、県補助金、参加者負担金、地区寄付金(会費)、永年基金及び基本財産の運用収入を充当し、不足する分は資金を取り崩して対応する。

[3]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項第1号、第2号及び第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
03	国策により、国のために命を捧げた戦没者遺族の福祉向上を図ることは、3の「災害等の被害者の支援を目的とする事業」に該当すると考える。	
14	国土・国家・国民・郷土などを守るため命を国に捧げた戦没者を慰霊・顕彰することにより、世界の恒久平和に貢献することは、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。	
18	国土・国家・国民・郷土などを守るため命を国に捧げた戦没者を慰霊・顕彰することにより、豊かで平和な我が国を守る意識の高揚を図ることは、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当すると考える。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))		
<p>チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当する区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分</p>		<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに則して記載してください。)</p>

(に該当しない場合)を選択してください。)

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>A. 遺族運動推進費</p> <p>1. 英霊顕彰の推進、戦没者遺族の福祉向上を目的とした遺族運動は国民的な課題であり、そのことを広く社会に認識していただくとともに、国や地方公共団体に対して要望活動を行うことを目的とする。</p> <p>2. 参加者は役員が中心となるが、その結果は高知県遺族会報等を通じて広く報告している。</p> <p>B. 老人福祉費</p> <p>1. 夫の命を国に捧げ、戦争の悲惨さを一番知っている戦没者の妻に記念品を贈り、今までのご苦労に感謝するとともに元気で長生きを続けられるよう激励し、永く戦争の悲惨さと平和の大切さを語り続けていただくことを目的とする。</p> <p>2. 各地域の遺族会に調査を依頼し、該当者には記念品を贈呈している。また、表彰者名簿を遺族会報に掲載し広報している。</p> <p>C. 女性部事業費</p> <p>1. 戦没者の妻や女性遺児、男性遺児の配偶者などを対象とした研修会の開催や日本遺族会主催の女性部研修会の参加を通じて、英霊顕彰や遺族福祉の現状・課題等について学び、今後の遺族運動に資することを目的とする。</p> <p>2. 研修会については、県遺族会及び地区遺族会の役員へ文書で周知し、地区遺族会が地域の遺族に広く参加を呼びかけている。</p> <p>3. 研修の概要については、遺族会報に掲載し報告している。</p> <p>D. 壮年部事業費</p> <p>1. 戦没者の妻から引き継いだ英霊顕彰運動、遺族の処遇改善運動について、遺児の取組を活性化し、あわせて後の世代に引き継いでいくため研修会を開催し、今後の遺族運動の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 研修会については、県遺族会及び地区遺族会の役員へ文書で周知し、地区遺族会が地域の遺族に広く参加を呼びかけている。</p> <p>3. 研修の概要については、遺族会報に掲載し報告している。</p> <p>E. 青年部事業費</p> <p>1. 会員の高齢化に伴い、戦争の記憶や平和の大切さを語り継ぐことが本会を含め全国の遺族会での喫緊の課題となっている。このため、孫・ひ孫や甥・姪を中心とした次の世代が、これまでの遺族運動を引き継ぐ。また、県遺族会や日本遺族会主催の研修会への参加などにより、資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2. 遺族会報やホームページを通じて、趣旨に賛同する次世代の参加者を広く求め、その結果については会報・ホームページに掲載し、情報発信を行う。</p> <p>F. 遺族大会費</p> <p>1. 県民挙げての英霊顕彰の推進や戦没者遺族の福祉向上を図るため、遺族会員を対象に遺族運動の現状や課題等についての大会を毎年開催する。</p> <p>2. 各地区遺族会を通じて参加者を広く募り開催し、その概要は遺族会報に掲載している。</p> <p>G. 地域遺族会活動奨励費</p> <p>1. 地区遺族会をまとめた遺族会連合会等が県内に8か所あり、そこに助成金を交付し、地域の遺族会の英霊顕彰活動や遺族福祉の向上活動の一助とする。</p> <p>2. 県内各地域の遺族会が遺族運動を展開していくことが、全戦没者の慰霊及び遺族福祉の向上につながるかと考える。</p> <p>その他説明事項</p>
--	---

[4] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分に分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。